

周南市西部市民交流センター条例の一部を改正する条例制定について

周南市西部市民交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市西部市民交流センター条例の一部を改正する条例

周南市西部市民交流センター条例（平成15年周南市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、市民活動の推進」を削り、同条第3項中「、市民活動支援センター」を削る。

附 則

この条例は、周南市徳山駅前賑わい交流施設条例（平成28年周南市条例第23号）の施行の日から施行する。

(参 考)

周南市西部市民交流センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第2条 市は、<u>市民活動の推進</u>、市民交流の促進、児童の健全育成及び福祉の増進を図るため、交流センターを設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 交流センターは、<u>市民活動支援センター</u>、児童交流室及び地域集会室を主な施設として構成する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 市は、市民交流の促進、児童の健全育成及び福祉の増進を図るため、交流センターを設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 交流センターは、児童交流室及び地域集会室を主な施設として構成する。</p>